

六会地区防災リーダー連絡会規約

(名 称)

第1条 この会は、六会地区防災リーダー連絡会(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、六会地区住民の隣保共同に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 情報提供、意見交換等に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第4条 本会は、六会地区防災リーダー、学識経験者及び本会の趣旨に賛同し、積極的に奉仕しているものをもって組織し、会員とする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 書 記 | 1名 |
| (5) 監 事 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 役員は、六会地区自治会連合会の設置する4ブロック会議の推薦により、六会地区自治会連合会の総会で承認された者とする。

(役員の任期)

第7条 役員は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、会長が予め指名した順位により、その職務を代行する。

- (3) 会計は、この会の経理を担当する。
- (4) 書記は、会の議事を記録しその他会務運営及び執行にあたる。
- (5) 監事は、会務の運営及び経理を監査する。

(会 議)

第9条 会議は、全体会、自治会町内会代表者会、部会及び役員会とする。

(会議の招集)

第10条 会議は、会長が招集しその議長になる。ただし、部会は部会長が招集しその進行を務める。

(議決の方法)

第11条 会議の議決は、次のとおり決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

- 2 全体会、自治会町内会代表者会の議決は、出席者の過半数により決する。
- 3 特に軽易な事項または特別な事情があるとき、会長は先決処理し次回に開かれる各会議にその旨を報告しなければならない。

(全体会)

第12条 全体会は、各自治会町内会の防災リーダー全員で構成し、次の事項を審議執行する。

- (1) 事業計画の実施、その他必要と認めた事項。
- (2) 研修会、総合防災訓練等各事業の企画及び執行。
- (3) その他、必要と認めた事項。

(自治会町内会代表者会)

第13条 自治会町内会代表者会は、各自治会町内会の防災リーダー代表者で構成し、次の事項を審議執行する。

- (1) 事業計画の審議及び実施、その他必要と認めた事項。
- (2) 総会に付議する事項の審議。
- (3) 規約の改廃の審議。
- (4) 予算、決算の審議。
- (5) その他、必要と認めた事項。

(部 会)

第14条 部会は、会長が必要と認めたときに会員の中から必要人数を指名し、次の事項を審議執行する。

- (1) 専門的な事項を審議及び執行する。
- (2) その他、必要と認めた事項。

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、会計、書記、監事をもって構成し、この会の運営上必要な事項を企画し審議する。

- (1) 事業計画及び予算案等の企画立案に関する事項。
- (2) 事業報告及び決算等の作成に関する事項。

- (3) 規約及び諸規程等の制定又は改廃に関する事項。
- (4) 総会等に付議する事項。
- (5) その他、必要な事項。

(総会)

第16条 六会地区自治会連合会の総会に役員が出席し、次の事項を付議する。

- (1) 年間事業計画及び事業報告の承認。
- (2) 規約の改廃の承認。
- (3) 予算、決算の承認。
- (4) 会の解散に関する事項。
- (5) その他、会員が必要と認めた事項。

(会計)

第17条 この会の経費は、六会地区自治会連合会助成金、藤沢市等の交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の監査)

第19条 監事は、総会開催前に決算及びこれに関連する会計を監査し、その結果を六会地区自治会連合会の総会に報告しなければならない。

(委任)

第20条 この規約に定めのない事項については会長がこれを定める。

付 則

この規約は、平成12年6月16日から施行する。

この規約は、平成14年5月11日から施行する。

この規約は、令和3年10月29日から施行する。

